

一般社団法人三重県トラック協会

定期発送のご案内



令和元年10月

CONTENTS

	頁
◆政策協議会のご報告	2
◆業務運営委員会のご報告	2
◆広報委員会のご報告	2
◆適正化運営委員会のご報告	3
◆貨物自動車運送事業者に対する集中監査について	3
◆運送事業法の一部改正について	4
◆運転中の携帯電話・カーナビ等の使用が厳罰化されます	5
◆悪天候における運行等安全対策について	6
◆危険物荷卸し時相互立会い推進キャンペーン	6
◆11月は「労働保険適用促進強化月間」です	8
◆事業役員・永年勤続従事者表彰の推薦について(公募)	8
◆令和元年度 助成金の申請期限について ご注意	9
◆環境対応型規制適合車導入助成	9
◆近代化融資制度の公募期間について	10
◆運転日報販売価格変更について	10
◆中小企業大学校瀬戸校 おすすめコースの紹介	10
◆軽油価格調査のお願い(9月購入分)	10
◆トラックフェスタ 2019 !	11
◆新入会員様のご紹介	12
◆会員様の所在地変更等	12

=*==*==*==*==*==*==*==*==*==*==*==*==*==*==*==*==*==*==*==*==*==*==*==*==*==*==*==*==*==*==*==*==*

一般社団法人三重県トラック協会
<http://www.santokyo.or.jp>
TEL 059-227-6767 FAX 059-225-2095



◆ 政策協議会のご報告

令和元年度第3回政策協議会を開催しました。

○政策協議会（支部長会）

日 時 令和元年9月25日（水）14：00～
出席者 小林会長ほか各支部長9名及び専務理事

今後の事業運営についてご協議頂いた後、各支部の事業活動について意見交換を行いました。



◆ 業務運営委員会のご報告

令和元年 8月8日(木)、協会事業の今年度の運営状況と最近の情勢や課題の確認を議題として、業務運営委員会が開催されました。概要をお伝えします。
(構成委員18名 委員長 (株)三重物流 廣野 修氏)

①今年度の事業運営

8月までの実施報告、今後の予定について事務局にて説明を行った。
委員会では、特殊車両の講習の件で会員様の受講や実施方法の提案、初任運転者講習の件で参加者数と実施頻度についての意見、労働力確保モデル事業の具体的な取り組み内容の質問と途中報告の要請、労務関係の質問がおこなわれた。

②助成事業の今年度の状況

助成金額の進捗状況を事務局にて説明した。

SAS・脳ドック心臓ドックの実施率が高いため、万一予算超過の際は健康診断予算をそれにあてる。また、健康診断予算が超過するような場合には、一般会計から支出することについて委員会に諮られた。

とりまとめ ①の事業実施状況と今後の計画内容 ②の助成金・健康診断超過の際の一般会計支出についての承認を諮ったところ、異議なく認められた。

◆ 広報委員会のご報告

令和元年8月6日(火)、協会広報の今年度の状況確認と意見交換を議題として、広報委員会が開催されました。その概要をお伝えします。
(構成委員14名 委員長 三栄運輸(株) 山本貞夫氏)

広報目的

三重県交付金事業 承認使途
交通環境対策－交通安全と環境対策
適正化対策－事故防止・過積載と労働対策・時短輸送サービストラックの日 生活と経済を運ぶトラック

広報の方針

- ・注目される広報をめざす
 - ・安全対策・事故防止・環境問題の取組みの中でトラックの業界向け広報活動、一般向け広報を行う
 - ・安全環境中心から 労働対策、人材確保へシフトし、荷主向けと求職者向け広報を行う
 - ・業界の役割PR、魅力の発進
 - ・若い力新しい力を求めている積極的な業界をPR
 - ・人材確保対策として運送に関する授業を提案
- トラックを活用した広報で業界のイメージアップ SafetyDriveステッカー／トラックストラップを活用

今年度の広報プラン（案）

- ①トラックCM更新
- ②三重テレビ 高校野球に集中(15秒120本分)
15秒と15秒×2連続CM(15秒120本分)
- ③FM三重 交通情報に週1～2回
- ④中京テレビ スポットCM 実施しない
- ⑤CBCと東海ラジオ 交通安全 実施しない
- ⑥映画館 イオンシネマ、109シネマ
- ⑦インターネット広告
- ⑧交通安全運動 新聞広報
- ⑨トラックの日 新聞広報
- ⑩その他 新聞広報
- ⑪啓発品の活用
- ⑫労働時間改善関連の広報

- ・広報目的や方針、実際の手法についてを説明。また広報委員会にて扱う予算と費目を確認の上、今年度の広報プラン案の説明を行った。
- ・重点的に取り組んでいる「高校野球」に関して、実際に使用したCMを視聴。また、昨年予算で製作した啓発品 ボールペンの確認が行われた。

とりまとめ

意見交換の後、今年度広報プラン(案)は異議なく認められた。

◆ 適正化運営委員会のご報告

令和元年8月6日(火)、適正化事業の今年度の推進状況と巡回訪問等について、適正化運営委員会が開催されました。その概要をお伝えします。

(構成委員16名 委員長 北進運輸㈱ 中川進治氏)

議事事項

今年度の事業推進状況、巡回訪問の結果、物流セミナーの開催、巡回訪問総合評価D、E事業所等の対応について

- ① 4月から6月までの事業実施状況の結果報告を行った。
- ② 4月から6月までの巡回訪問の結果報告を行った。
- ③ 物流セミナーの開催について、講師 村上憲郎氏、令和元年11月15日（金）ホテルグリーンパーク津に決定したことを報告し、決定までの経過報告を行った。
- ④ 総合評価D、E事業所等の対応について
改善報告を提出しない事業所、巡回を何度もキャンセルする事業所には、運輸支局に連絡し監査して貰い、守れない事業者には最終的には退出頂くようにして行きたいと思う。
一生懸命努力している所が報われるようにして行きたいという委員長の思いを伝え、当委員会の方針とし、通達どおり厳格に対応して行くことの確認を求められた。

「トラック事業者の法令遵守の徹底を図るための措置」及び「巡回指導指針」の説明を行った。

全国の会議で、運輸支局に連絡しても実際に監査が実施されているのは、10%程度しか処理されていない実態が説明されていた。三重運輸支局の輸送・監査担当の首席は、通達を厳格に一生懸命やると言つてくれているので、当委員会の方針とし、通達どおり厳格にして行くことが確認された。

◆ 貨物自動車運送事業者に対する集中監査について

いつも巡回指導にご理解とご協力いただきありがとうございます。

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官から、**集中監査**を実施することが発表されております。

実施期間

令和元年10月1日(火)から令和元年10月31日(木)まで (1か月間)

対象となる事業者

- (1) 公安委員会、労働局等から通報のあった事業者
- (2) 巡回指導の結果に、次の違反の疑いがあった事業者
 - ① 多くの法令違反がある
 - ② 点呼、労働時間・休日労働に法令違反がある
 - ③ 定期点検、健康診断、社会保険に法令違反がある
- (3) 事故や苦情があり、法令違反の疑いがある事業者
- (4) 新規許可を受けた事業者で、法令違反の疑いがある事業者
- (5) 短期間で事業規模を拡大・縮小されている事業者

重点的に監査される項目

- ・点呼の確実な実施（睡眠不足の確認、アルコール検知器の保守管理等の実施状況）
- ・運転者の勤務時間及び乗務時間に係る改善告示の遵守状況
- ・健康診断、適性診断の実施（受診、受診結果に基づく指導の実施状況）
- ・車両の点検・整備の実施状況
- ・運送約款に係る運賃・料金の届出や、認可申請の有無
- ・健康保険、厚生年金保険、労災保険、雇用保険の加入状況
- ・運転者に対する指導監督の実施状況

◆ 運送事業法の一部改正について

昨年12月に改正された貨物自動車運送事業法のうち、規制の適正化、事業者が遵守すべき事項の明確化に関する省令が11月1日より施行されますのでお知らせします。

事業法の改正内容

1. 規制の適正化

① 欠格期間の延長等

- 法令に違反した者等の参入の厳格化
- ・欠格期間の延長(2年→5年)
 - ・処分逃れのため自主廃業を行った者の参入制限
 - ・密接関係者(親会社等)が許可の取消処分を受けた者の参入制限 等

② 許可の際の基準の明確化

- 以下について、適切な計画・能力を有する旨を要件として明確化
- ・安全性確保(車両の点検・整備の確実な実施等)
 - ・事業の継続遂行のための計画(十分な広さの車庫等)
 - ・事業の継続遂行のための経済的基礎(資金) 等

③ 約款の認可基準の明確化

荷役時間、追加的な附帯業務等の見える化を図り、対価を伴わない役務の発生を防ぐために基準を明確化
→ 原則として運賃と料金とを分別して收受 = 「運賃」:運送の対価 「料金」:運送以外のサービス等

2. 事業者が遵守すべき事項の明確化 (許可後、継続的なルール遵守)

① 輸送の安全に係る義務の明確化

- ・事業用自動車の定期的な点検・整備の実施 等

② 事業の適確な遂行のための遵守義務の新設

- ・車庫の整備・管理
- ・健康保険法等により納付義務を負う保険料等の納付

今回の主な施行内容

① 欠格期間の延長

許可の取り消し処分を受けた運送事業者の関連会社が行う新規許可申請については、新規許可を受けるとする会社の議決権の過半数を、取消処分を受けた会社が所有している場合に「密接関係者」(親会社)と規定し、子会社等での事業参入が5年間制限されます。

② 許可の際の審査

許可時の審査事項について、申請前の行政処分歴を確認する期間や、資金計画に係る費用を計上する期間が延長されます。

③ 事業計画の変更の際の審査

- ・営業所に配置する車両数の変更については、一律に事前届出となっているが、法に定める認可基準に適合しないおそれがある場合(法令遵守状況が十分ではないなど)には認可の対象となります。
- ・事業規模の拡大となる認可申請(営業所の新設等)について、法令遵守の状況に関する審査事項が拡充されます。

◆ 運転中の携帯電話・カーナビ等の使用が厳罰化されます

12月1日より道路交通法が改正され、運転中にスマートフォンやカーナビ等の使用や注視に対する罰則の強化と反則金の引き上げが実施されます。運転中のスマホなどの使用については、従来より問題になっており、各社でもご指導頂いていると存じますが、今一度ご周知、ご指導をお願い致します。

運転中のスマホ・ カーナビ等の使用・注視を 厳罰化!

12月1日施行
スマホ・カーナビ等を
使用・注視する
「ながら運転」の
罰則が強化されます。

運転しながらの携帯・スマホの注視や
通話。カーナビの注視は、画面に意識
が集中してしまい、重大な交通事故に
つながり得る極めて危険な行為です。
より一層の運転マナー向上を！

改正後(大型車)

「ながら運転」で
交通の危険を
生じさせた場合

現行(大型車)
罰則:5万円以下の罰金
反則金:7千円
違反点数:1点

改正後(大型車)
1年以下の懲役
または
30万円以下の罰金
直ちに刑事手続きへ
違反点数6点

携帯電話使用等(交通の危険)
①通話(保持) ②画像注視(保持) ③画像注視(非保持)
することによって交通の危険を生じさせる行為

- ・携帯・スマホを手に持っていることが **保持** となり 手に持つての通話は違反です。
- ・「ながら運転」で交通の危険を生じさせた場合とは、携帯・スマホ・カーナビ等での
①通話(保持) ②画像注視(保持) ③画像注視(非保持) により 事故を起こすことです

◆ 悪天候における運行等安全対策について

先月の4日の夜から5日午前にかけ三重県北部を中心に記録的な大雨に見舞われ、運行を終え帰庫する途中でトラックがアンダーパスで水没し運行不能となり、ドライバー1名が亡くなるという事故が発生いたしました。

近年、局所的な集中豪雨等による災害が増えており、今回のように日常では想像もできないような事象が発生することから、平時とは異なる視点で運行の安全を確保する必要があります。

(異常気象時等の措置)

①降雨、積雪、凍結等により安全運行の確保に支障が生じるおそれがある場合に対処するため具体的な措置要領を定め、乗務員に徹底する。

【具体例】

大雨時に想定される下水道や水路に起因した浸水区域や河川の氾濫による浸水想定区域や水深などを掲載した浸水ハザードマップを作成し、災害時においては運行ルートの変更、避難等の的確な指示を行うとともに危険回避等に努める。

②気象状況、道路状況を迅速、確実に把握できるよう気象台、警察、消防機関等との連絡体制を確立する。

【具体例】

災害を未然に回避するため気象情報、道路状況を把握するとともに、被災した場合に備え警察、消防署等の連絡体制を整備し営業所に掲示する。

③ラジオ、テレビ等の気象情報に常に注意し、状況により運行の継続、待機、中止等所定の措置を講じる。

【具体例】

常にラジオ、テレビ等の気象情報に注意し、安全が確保できないと判断した場合は、荷主・取引先や同業他社と連携し、異常気象時において緊急避難できるよう、ドライバーや車両の保護を相互に行えるよう措置を講じる。

④運行車両との緊急連絡体制を確立する。

【具体例】

業務用無線、携帯電話（災害に備え車用緊急脱出用器具を携行）

◆ 危険物荷卸し時相互立会い推進キャンペーン

私たちには荷卸し立会いを徹底します

「荷卸し立会い」による相互確認は消防法を遵守して行いましょう

1 納品書の確認

2 荷卸し前 タンク在庫量の確認

3 荷卸し タンク(在入口・油種・数量)の確認

4 荷卸し後 タンク在庫量の確認

主催：石油連盟 全石連 JTA 全日本トラック協会 協賛：FDMA 消防庁

危険物荷卸し時 相互立会い推進キャンペーン

危険物の荷卸しにあたっては、混油・誤注入やオーバーフロー等の事故を防ぐため、荷卸しをする側、受けける側 双方の危険物取扱者が油種、量、注入口、タンクの残量等をしっかりと確認し、静電気による災害を防止する措置を取ったうえで行う必要があります。

こうした措置は消防法をはじめ、政令、消防庁通達などにおいて確実に実施するように明記されていますが依然危険物の荷卸し時の事故が後を絶たない状況にあります。

全ト協タンクトラック・高圧ガス部会では、消防庁、石油連盟、全国石油商業組合連合会との共催により「危険物荷卸し時相互立会い推進全国一斉キャンペーン」を実施します。

危険物輸送を行っている事業者さまは、荷主さまとも確認の上、荷卸し立会いをお願いします。

私たちには 危険物の 荷卸し立会いを徹底します

実施時期
令和元年11月1日～11月14日

コンタミやオーバーフローによる 漏洩事故の防止は、 社会的信用を守る第一歩です。

万が一事故が発生したら、社会的信用を一気に失います。

荷卸しの立会いにご理解とご協力をお願い致します。

参考

**事故を未然に防ぐための給油所における義務として、消防法や消防庁からの
通達において、給油所の危険物取扱者の荷卸し立会いを規定しています。**

消防法第13条第3項

製造所、貯蔵所及び取扱所においては、危険物取扱者（危険物取扱者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）以外の者は、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければ、危険物を取り扱ってはならない。

※消防庁通達によれば、荷卸しをする給油取扱所とタンクローリーの所有者が異なる場合は、当該給油取扱所とタンクローリーそれぞれの危険物取扱者が取扱い作業を行わなければならないとしています。
(昭和51年12月7日 消防危第111号通知)

平成17年10月26日 消防危245号通知第5(抜粋)

予防規程を変更せず（立会荷卸しを行う予防規程のまま）又は単独荷卸し実施規程を作成せずに単独荷卸しを行っている状況を確認した場合には、危険物保安監督者に対し、即座に単独荷卸しを中止するよう指導されたいこと。

（中略）

度重なる指導によっても改善がみられない等のケースについては、消防法に基づく危険物保安監督者の解任命令、危険物施設の使用停止命令等の措置を検討すること。

- 挿発油販売事業者には、「品確法」により品質確保の義務も課されています。

(品確法第13条～17条)

◆ 11月は「労働保険適用促進強化期間」です

労働保険（「労災保険」と「雇用保険」）は、政府が管理・運営している強制的な保険であり、農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用している場合は、事業主又は労働者の意思の有無にかかわりなく必ず加入することが法律で定められています。

労 働 保 險	
労 災 保 險	雇 用 保 險
業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡等に対して、迅速かつ公正な保護をするため、必要な給付を行うこと等を目的とした制度	労働者の生活及び雇用の安定を図ると共に、失業した際、再就職を促進するための能力の開発・向上等の各種の援助を行う等を目的とした制度

三重労働局は、11月を「労働保険適用促進強化期間」と定めています。
「労働保険の未手続事業場の一掃」を重点項目に掲げ、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会三重支部と連携し、未手続事業場を戸別訪問する等により加入促進を図っています。

◎ 費用徴収制度

事業主が「故意」又は「重大な過失」により労災保険の成立手続を行わない期間に事故が発生した場合、遡って保険料を徴収する他に、労災保険給付額の40%又は100%が事業主から徴収されることとなります。

◎ お問合わせ先

三重労働局総務部労働保険徴収室 ☎ : 059-226-2100

又は、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所へお問い合わせ下さい。

◆ 事業役員・永年勤続従事者表彰の推薦について(公募)

三重県トラック協会では、事業役員・永年勤続従事者(運転者以外)の方を対象に【全日本トラック協会】及び【国土交通省関係】の表彰に推薦を行っております。

この為、下記の公募内容に該当された方を募集致します。下記の該当される方を今後の表彰候補者として登録させて頂きたく存じます。

推薦書(先月の定期発送に同封)にて、お申し出いただきますようお願い申し上げます
既にデータベースに登録済みの方の提出は不要です。

登録状況がわからない場合はお問い合わせ下さい。

締切:令和元年10月18日(金)

* 公募の内容 *

事業役員(取締役以上の経営責任者)

- ①事業役員歴20年以上、年齢50歳以上。
- ②運送事業で重大事故、その他行政処分(車両停止以上)が2年以上無し
- ③道交法の無事故・無違反歴(個人)2年以上

永年勤続従事者(永年勤続で会社に貢献されている方)

- ※【運転者】は対象になりません。
- ①勤続20年以上、年齢45歳以上
 - ②道交法の無事故・無違反歴(個人)2年以上

- ◇ 推薦は「事業役員」「永年勤続従事者(運転者以外)」各1名までお願い致します。
◇ 会員様からお預かりした個人情報は表彰推奨目的以外で利用する事はありません。
◇ 来年以降の表彰候補者として登録させていただきます。

<推薦書送付先>

〒514-8515津市桜橋3丁目53-11
(一社)三重県トラック協会 (担当:平野)
TEL 059-227-6767 FAX 059-225-2095



◆ 令和元年度 助成金の申請期限について ご注意

重要

2月～6月の導入分は 9月末で申請受付 終了しました。

【トラック協会の助成金 申請期限】助成申請が可能となる起算日から 3ヶ月以内 です

令和元年 7月 以降に導入されたものは 3ヶ月以内に速やかに申請してください

起算日(支払日・車検証等の日付)から「3ヶ月後の同日」を申請期限とします。

* 郵送での提出は、『〆切日の消印有効』です。但し土・日・祝日の場合は、翌日までが対象です。

* 直接持参にて提出いただく場合、土・日・祝日などトラック協会の休業日が〆切日となる場合は、翌営業日まで受付を致します。

但し、最終締切日 令和2年1月31日に限り申請書は 必着 とさせていただきます(一部を除く)

* 予算に達した時点で、受付は終了させていただきますので、ご了承ください。

※ 申請期限内に申請いただかない受付できません。ご注意下さい。(詳細はHPをご覧下さい)

◆ 環境対応型規制適合車導入助成

代替
必須

C O₂排出や、N O_x・P M値の削減を目的に、環境対応型規制適合車を導入した場合、費用の一部を助成します。

【助成対象】三重県内の営業所に導入する初度登録の事業用貨物自動車をR2.1.31までに登録(リース・割賦の場合)や支払い(一括購入の場合)が完了しているもの。

但し、車両型式識別記号が【2】から始まるものが対象で、

事業用ディーゼルトラックとの代替えを必須とする

※車両型式識別記号 (例) 2 P G-, 2 K G-等

【申請期間】R 2. 1. 31 まで (予算枠に達した場合、受付を終了します)

【申請書類】導入及び支払い完了後に協会へ申請

- ①助成申請書
- ②請求明細書(写)・・・購入時のみ添付
- ③導入した車両の車検証(写)
- ④代替車両の登録事項等証明書の【現在記録・保存記録】(写)
- ⑤下記のいずれかのもの
一括購入⇒ 領収書(写)又は振込通知書(写)
割賦購入⇒ 領収書(写)又は割賦販売契約書(写)
リース ⇒ リース契約書(写)
(いずれも車番が確認できること)

【助成金額】
車両総重量に関係なく
1台につき8万円

【上限】
1社につき3台まで

現在記録・保存記録の両方が必要です
『登録識別情報等通知書』とは異なります

注意

代替車両について

- ・所有者および使用者を 100% 同族会社以外に移す(名義変更)又は永久抹消すること。
- ・増車(新車の登録)と減車(代替車両の名義変更又は永久抹消)は6ヶ月以内に行うこと。
但し、減車は助成金申請までに行うこと。
- ・三重県内の事業用ディーゼルトラックであれば車両の型式、
所有期間及び大きさは問いません。

◆近代化融資制度の公募期間について

令和元年度近代化融資第4次公募の日程は下記の通りです。

※自己資金で購入代金を支払い済みの場合は対象になりません。

申請〆切日 令和元年10月16日(水) 推薦決定日 令和元年10月23日(水)

詳細につきましては【ホームページ】をご覧下さい。

三重県トラック協会 総務部 TEL 059-227-6767

◆運転日報販売価格変更について

紙代の高騰、消費税増額等が重なり、運転日報の価格を変更させて頂きます。

旧価格 1冊280円 → 新価格 1冊300円

改定時期 令和元年10月1日(火)より

会員の皆様にはご理解とご協力を願いいたします。

◆中小企業大学校瀬戸校 おすすめコースの紹介



トラック運送事業者向けのコースをご紹介させて頂きます。昨年度から実施しているコースです。ご興味ございましたらぜひお申し込みください。詳細は下記ホームページでご確認ください！！

コース名 『 トラック運送業の業務改善講座 』

期 間 2020年1月23日(木)～24日(金)
2020年2月20日(木)～21日(金)【2日間×2回 計4日間】

場 所

中小企業大学校瀬戸校(愛知県瀬戸市川平町79番地)

対 象

経営幹部、管理者等

受 講 料

36,000円(税込)

*全ト協・三ト協合わせて24,000円の助成があります。助成方法は右記確認。

定 員 35名

費用についての順序(上記コースの場合)

- ①36,000円を瀬戸校へお支払ください
- ②R2.2月頃協会から助成申請書をFAXします
- ③申請書に記入し修了証・領収書等を添付しトラック協会へ申請
- ④R2.3月下旬頃 助成金額24,000円をお振り込みします

備 考

・その他助成

対象コースの受講料の2/3を全ト協・三ト協で助成しております

・助成対象コースの確認は三重県トラック協会 総務部へお問い合わせください

詳 細 H P

瀬戸校 (<http://www.smrj.go.jp/institute/seto/index.html>)

◆軽油価格調査のお願い(9月購入分)

4ヶ月毎の軽油価格調査にご協力をお願いします。

同封の用紙に <9月購入分の軽油価格> をご記入いただき、
10月25日(金)までにFAXにて返信いただきますようお願いします。

皆様から返信いただいた価格を集計し、11月中旬の定期郵送物にて
結果をご報告いたします。

トラックフェスタ 2019!

11月10日(日) 10:00~ 三重県総合博物館 Mi eMu

楽しい催しいっぱい!

屋外会場 トラックステージ

キャラクターショー

チアリーダー

···など



ドローン操作体験



シートベルト
体験車

トラック展示・体験コーナー

ウイング車 10+

冷凍車・パワーゲート車

トラック網引き

被害軽減ブレーキ

···など



トラック網引き



スタンプラリー

トラッコ塗り絵

走るたいけん号作成&走行会

テーブルマジック

交通危険予測シミュレーター

占い

···など

屋内会場
交通安全啓発コーナー



グルメもいっぱい♪

美味しいキッチンカーが

たくさんくるよ♪

お楽しみに~ ^○^



交通危険予測シミュレーター

○問い合わせ先 三重県トラック協会青年部会事務局
内藤まで TEL 059-227-6767

◆ 新入会員様のご紹介

会員名	吉田海運(株)三重営業所	T E L	0594-49-5515
代表者名	高柴 清司	F A X	0594-49-5516
支 部	桑名支部	規 模	車両8両、従業員6名
所在 地	〒511-1113 桑名市長島町押付字三番縄90-7		
会員名	(株)a n g e l o	T E L	0598-31-2885
代表者名	内田 守	F A X	0598-31-2886
支 部	松阪支部	規 模	車両5両、従業員5名
所在 地	〒515-0001 松阪市大口町1162-386		
会員名	山本チップ	T E L	0598-32-3661
代表者名	杉本 美智子	F A X	0598-32-3661
支 部	松阪支部	規 模	車両5両、従業員4名
所在 地	〒515-1411 松阪市飯南町粥見2514-1		

◆ 会員様の所在地変更等

北勢支部
南勢支部

紀泉運送(株)
中北運輸(株)

退会
代表者/中野 裕貴

* ご意見ご相談等をお寄せ下さい *

三重県トラック協会

FAX 059-225-2095

